

◎情報公開条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 開示請求及び開示の実施について手数料を徴収することとした。（第22条、第32条、別表関係）
- 2 開示決定等に係る審査請求を岩手県情報公開・個人情報保護等審査会に諮問しなければならないこととし、岩手県情報公開審査会に係る規定を削ることとした。（第19条、第23条～第36条、第44条関係）
- 3 電磁的記録の開示の実施の方法について定めることとした。（第16条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（目次、第2条、第19条、第37条～第43条、第45条、第46条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第5項関係）

◎個人情報の保護等に関する条例（条例第49号）

- 1 個人情報の保護に関する法律の実施に関し必要な事項を定めるとともに、死者に関する情報の保護が重要であることに鑑み、死者に関する情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義等について定めることとした。（第2条関係）
- 3 個人情報ファイル登録簿の作成及び公表について定めることとした。（第3条関係）
- 4 開示決定等の期限について定めることとした。（第4条関係）
- 5 開示決定等の期限の特例について定めることとした。（第5条関係）
- 6 開示請求に係る手数料の徴収等について定めることとした。（第6条関係）
- 7 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収等について定めることとした。（第7条関係）
- 8 死者に関する情報に係る職員等の義務について定めることとした。（第8条関係）
- 9 死者情報の開示請求権について定めることとした。（第9条関係）
- 10 死者情報の訂正請求権について定めることとした。（第10条関係）
- 11 死者に関する情報の開示等の手続について定めることとした。（第11条関係）
- 12 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問等について定めることとした。（第12条関係）
- 13 実施状況の公表について定めることとした。（第13条関係）
- 14 この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定めることとした。（第14条関係）
- 15 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 個人情報保護条例を廃止することとした。（附則第2項関係）
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項～第6項関係）
 - (4) 住民基本台帳法施行条例の一部を改正することとした。（附則第7項関係）

◎岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（条例第50号）

- 1 実施機関等の諮問に応じ、その権限に属させられた事項を調査審議するため、岩手県情報公開・個人情報等保護等審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 審査会の所掌について定めることとした。（第3条関係）
- 4 審査会の組織について定めることとした。（第4条関係）
- 5 審査会の委員について定めることとした。（第5条関係）
- 6 審査会の会長及び副会長について定めることとした。（第6条関係）
- 7 審査会の専門委員について定めることとした。（第7条関係）
- 8 審査会の会議について定めることとした。（第8条関係）
- 9 審査会の調査権限について定めることとした。（第9条関係）

- 10 意見の陳述について定めることとした。(第10条関係)
- 11 意見書等の提出について定めることとした。(第11条関係)
- 12 審査会の委員による調査手続について定めることとした。(第12条関係)
- 13 提出資料の写しの送付等について定めることとした。(第13条関係)
- 14 審査請求に係る調査審議手続の非公開について定めることとした。(第14条関係)
- 15 答申書の送付等について定めることとした。(第15条関係)
- 16 審査会の庶務について定めることとした。(第16条関係)
- 17 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。(第17条関係)
- 18 罰則について定めることとした。(第18条関係)
- 19 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の167.5に改定することとした。(第3条、第4条関係)
- 2 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の165に改定することとした。(第3条、第4条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 1による改正後の期末手当は、令和4年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項関係)

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 職員とみなして退職手当を支給する者の要件を改めることとした。(第1条の2関係)
- 2 その他所要の整備をすることとした。(第7条の2、第10条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
 - (3) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することとした。(附則第3項、第4項関係)

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 一般職の職員の交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額49,300円から51,500円に引き上げることとした。(第29条関係)
- 2 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第39条関係)
 - (1) 再任用職員以外の職員 100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)
 - (2) 再任用職員 100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)
- 3 一般職の職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第5関係)
- 4 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第39条関係)
 - (1) 再任用職員以外の職員 100分の97.5(特定幹部職員にあつては、100分の117.5)
 - (2) 再任用職員 100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は令和5年1月1日から、4は同年4月1日から施行する

こととした。(附則第1項関係)

(2) 3による改正後の給料月額は令和4年4月1日から、2による改正後の勤勉手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)

(4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第5項関係)

(5) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第6項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 職員の交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額49,300円から51,500円に引き上げることとした。(第24条関係)

2 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)

(1) 再任用職員以外の職員 100分の102.5

(2) 再任用職員 100分の50

3 職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第3関係)

4 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)

(1) 再任用職員以外の職員 100分の97.5

(2) 再任用職員 100分の47.5

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は令和5年1月1日から、4は同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 3による改正後の給料月額は令和4年4月1日から、2による改正後の勤勉手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)

(4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第5項関係)

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第55号)

1 一般職の任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。(第5条関係)

2 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の167.5に改定することとした。(第6条関係)

3 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の165に改定することとした。(第6条関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第56号)

1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)

2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の167.5に改定することとした。(第9条関係)

3 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の165に改定することとした。(第9条関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)

1 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の127.5に改定することとした。(第20条関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の発給において、受領されず失効した一般旅券の発行費用を徴収する場合の手数料の額を定めることとした。（別表第2関係）
- 2 旅券法の一部改正に伴い、一般旅券査証欄増補手数料を廃止することとした。（別表第2関係）
- 3 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第7関係）

4 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1、2及び(2)（附則第3項関係に限る。）は、令和5年3月27日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 旅券法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年3月27日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 入館の許可について定めることとした。（第4条、第7条関係）
- 2 利用料金について定めることとした。（第8条、別表関係）
- 3 利用料金の免除について定めることとした。（第9条関係）
- 4 利用料金の不還付について定めることとした。（第10条関係）
- 5 その他所要の整備をすることとした。（第5条、第6条、第11条、第12条関係）
- 6 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 準備行為について定めることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 オートキャンプ場の使用許可の対象施設の範囲を改め、及びその利用料金の上限額を定めることとした。（別表第1、別表第2関係）
 - 2 施行期日等
- (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 準備行為について定めることとした。（附則第2項、第3項関係）